

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」等の周知協力依頼

栃木労働局雇用環境・均等室長より、令和6年7月1日付けをもって、標題に係る「[フリーランスとの取引に関する新しい法律が施行されます～令和6年11月1日フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行～](#)」及び「[育児・介護法、次世代育成支援対策法が改正されました～](#)」の広報文例等を添付され、会員への周知依頼がありました。

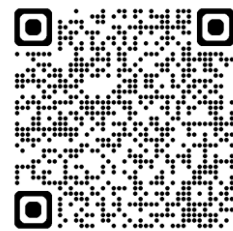
いわゆるフリーランス新法に関すること等でありますので、ご確認下さるようお願い致します。

1 令和5年4月28日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が可決・成立し、同年5月12日に公布されました。

同法とともに、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」など、ガイドライン等が出ていますので、個人として業務委託を受けるフリーランスと取引のある発注事業者は、発注事業者の義務内容等を理解・確認するとともに、遺漏の無い対応をお願い致します。

本件の詳細は、以下をご覧ください。

○[「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)



(当該 QR)

2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 42 号)が令和 6 年 5 月 31 日に公布されました。

改正の趣旨では、「男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる」としています。

本件の詳細は、以下をご覧ください。

○厚生労働省 HP 「mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html」



(当該 QR)